

コード	名 称		区分	コード	名 称	
事業名	2259	農地制度実施円滑化事業	会計			
			款			
			項			
基本 施策	99	対象外	目			
			細目			
行革大綱の重点事項番号			細々目			
担当部課	コード	420100	担当者 氏名	福山朋宏	連絡先	43 - 2312
	名称	農業委員会事務局				(内線) 351

**事務事業の概要(Plan)**

**【全体事業計画】**

対象(誰を、何を)	農業委員会事務	※対象件数
成果(どうする)	農地法等の一部を改正する法律により新たに担うことになる農業委員会事務を適切かつ円滑に執行	
根拠法令・要綱等	農地制度実施円滑化事業費補助金実施要綱(平成22年3月31日付け21経営第7260号)	
開始年度	平成 22 年度	関連事業
終了年度	平成 26 年度	
事業概要	農地等の利用関係の調整 農地の利用状況調査 農地等訴訟事務処理 農地等の台帳の調査等 農地の権利移動・借賃等調査 農地の有効利用を図るための支援	

**整備内容**(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

**運営体制**(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
2 配置(予定)人員	人
3 年間運営費(見込)	千円
4 年間収入(見込)	千円
5 市内の類似施設	

**【検証指標】**

活動指標	指標名	単位	現状値				目標値			
			H21	H22	H23	H24	H21	H22	H23	H24
農地等の権利移動の許可等の可否の審査	農地の利用状況現地確認	回	—	各地区2回以上	各地区2回以上	各地区2回以上				
	農地法改正に伴う農地等の台帳のシステム整備	—	—	システム追加	—	—				

**成果指標**

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値				目標値			
				H21	H22	H23	H24	H21	H22	H23	H24
農地等の権利移動の許可等の可否の審査	農地等の権利移動の許可等の可否の審査	審査基準の判断の根拠を明確に実施	要綱の目標値	—	—	—	—				
	事務の透明性の向上、公平・公正性の確保	審議基準のすべてを詳細に議事録に記載しLHPにより公表	回	—	12	12	12				

**【投入コスト】**

投入コスト	H22 所要額		H23 所要額		H24 所要額		H25 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	6,233	3,733	3,733	3,733				
Aの財源内訳	国庫支出金	6,233	3,733	3,733	3,733			
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	0	0	0	0	0	0	0	
事業投入人件費(B)	1.0人	7,200	1.0人	7,200	1.0人	7,200	1.0人	7,200
フルコスト(A)+(B)	13,433	10,933	10,933	10,933				

**【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】**  
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？  
 農地法等の一部を改正する法律が施行され、転用規制の見直し、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等が行われ、これに伴い農業委員会が行う、新たな事務が創設された。  
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)  
 農業委員会の機能が十分に発揮される。  
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？  
 農業の重要な生産基盤である農地について、その確保及び有効利用の促進が図られる。  
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？  
 事業実施期間が平成22年から平成26年とされている。

**【事前評価】**

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○
	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	○
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
有効性	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業	○
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	○
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	【根拠】
効率性	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	【根拠】
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	○
	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	○
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。	【具体的内容】
	受益と負担の公平性が考慮されている。	【根拠】
【いっご】	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	○
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。	【比較検討結果】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	○
	コストに見合った効果が見込める。	【根拠】
	将来的に民間等への移管が可能である。	【いっご】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
岡島 誠	農地法等の改正に伴い、農業委員会の事務の円滑に実施する必要上、農地基本台帳のシステムを新たに構築し、農業者のニーズに応える整備。農地の利用状況の調査が義務付けられたため、そのために必要な経費が必要となった。